

子どもの貧困対策法成立8周年 院内集会

コロナ禍 子ども・若者のいのちと生活・学びを守ろう!

共同提言

「コロナ禍 子ども・若者のいのちと生活・学びを守ろう!」実行委員会
主催者団体 あすのば、アフターケア事業全国ネットワーク・えんじゅ、
キッズドア、自殺対策支援センター・ライフリンク、自立生活サポートセンター・もやい、シングルマザーサポート団体
全国協議会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、全国こども食堂支援センター・むすびえ、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会、豊島子どもWAKUWAKUネットワーク、
「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク、日本若者協議会、入学金納入時期延長を求める学生有志の会（50音順）

[重点要望項目]

■子育て世帯・低所得世帯に向けた継続的・恒常的な現金給付の実施

コロナ禍で大きな影響を受けている子育て世帯を対象とした「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の再給付などコロナ禍の影響が続く限り、中長期にわたる継続した給付を求めます。同時に、低所得世帯の児童手当・児童扶養手当の増額や、児童手当の高校生までの延長など恒常的な支援拡充を求めます（以下の表参照）。

低所得子育て世帯への切れ目のない経済支援～児童手当の加算と高校生世代への延長給付～						
年収目安(※)	0歳～2歳	3歳～小学生		中学生	高校生世代	大学・ 専門学校生
		第1子・第2子	第3子以降			
約270万円以下 (非課税)	¥35,000	¥30,000	¥35,000	¥30,000	¥30,000	高等教育の 無償化制度
約380万円以下	¥25,000	¥20,000	¥25,000	¥20,000	¥20,000	
児童手当	¥15,000	¥10,000	¥15,000	¥10,000	¥10,000	
※両親・子ども2人の場合の年収目安						

また、ひとり親世帯はコロナの感染拡大によりもっとも甚大な影響を受けており、平時からの支援拡充が必要であることから、児童扶養手当の支給額を2倍にしてください。児童扶養手当の全部支給の所得制限を2002年当時の200万円（収入ベース）に引き上げ、一部支給の所得制限を400万円（収入ベース）としてください。

さらに、別居中の母子には支援が少ないため困窮することが多く、別居中の母子への支援の在り方を検討してください。児童手当や特別児童扶養手当は同居時には収入が高い親のほうに出ていますが、別居後子どもの同居親に移す運用にバラつきがあるので同居親に支給する国の基準通りに運用してください。

【いのちを守る】

■無料で迅速に検査、ワクチン接種や治療が受けられるように

感染予防やワクチン接種、医療に関する正確でわかりやすい情報を届けるとともに、希望するすべての人が、無料で、迅速に検査、ワクチン接種や治療が受けられるようにしてください。そのために、保健・医療等の体制を抜本的に強化してください。新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」として適切な医療を公費により提供されることを周知してください。

■子ども・若者の「自殺対策＝生きることの包括的な支援」の更なる強化

全国の自殺者数が減少傾向にある中、子どもや若者の自殺が非常に深刻な状況になっています。我が国においては、15～19歳及び20歳代の死亡原因第一が自殺であり、昨年は、コロナ禍で児童生徒（高校生以下）の自殺者数は前年比25%増と499人（過去最多）となりました。

こうした状況を重く受け止めて、子ども・若者の「自殺対策＝生きることの包括的な支援」の更なる強化を図ってください。具体的には、「児童生徒の自殺統計原票」導入による実効性の高い自殺対策への転換を図り、現在長野県に設置されている「子どもの自殺危機対応チーム」を全都道府県に配置すること。また、コロナ禍における「SOSの出し方に関する教育」推進を強化して、ITを活用した自殺リスクのアセスメントツール等の整備も行うこと。「精神疾患に関する教育」を義務教育から推進し、中高生及び大学生向けのゲートキーパーの育成・支援を推進することなどを通じて、子どもたちが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、対策を一つひとつ確実に実行に移してください。

【生活を守る】

■保護者への就労支援や子育て家庭への経済的支援の強化を

保護者が職を失った場合は、再就職等の支援をするとともに、必要に応じ生活保護制度につなぎ、適切な支援を強化してください。その際、厚生労働省が、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」とホームページに明記していること、本人が希望しない場合は扶養照会しないことを自治体窓口徹底すると同時に、ひとり親家庭や若者をはじめ生活に困窮している方々への生活保護に関する正しい情報をわかりやすく届けてください。

また、生活保護受給者の自動車保有について、子育て世帯の保育園送迎、就職活動、通勤、通院、買い物等に必要不可欠なため認めるとともに福祉事務所の現場に浸透させてください。公共交通の発達していない地方と発達している大都市では母子世帯の生活保護受給率に約30倍の差があります。ニーズに合わせた生活保護制度の改善が必要です。

■子ども・若者の食・生活や住まいの保障をしてください

コロナ禍で十分な栄養を摂取できていない子どもたちのために、政府の備蓄米の活用

など国によるお米など主食や食料品の提供（お米券含む）、自治体による食料支援への国庫補助を求めます。給食がない高校生や長期休み中の小中学生への食支援は早急な検討が必要です。

また、家族内ストレスや虐待・暴力等により家を出る若者や困窮のために住まいを失った若者のためのシェルターや住まいの保障を行ってください。それらにつながるための情報提供を充実させると同時に若者に寄り添って支援するスタッフを確保するための支援を行ってください。

さらに、外出やイベントの自粛などにより、保護者の負担が重くなる障がいのある子どものいる家庭に対して、子どもの発達や健康・医療の保障と家庭の負担軽減のための支援を強化してください。また、海外にルーツのある子どもと家族が制度からこぼれ落ち、社会的に孤立し困窮を深めることがないように、情報提供をきめ細かく行うとともに、医療保障や相談・支援につながるよう基礎自治体の施策充実を図ってください。子どもたちの学校での宿題や、日本語学習をフォローできるセンター的機能をもつ地域機関を創設してください。

■子どもたちへの情報の周知・遊びと居場所の保障を

子どもたちは、友だち関係や自由な外遊び・行動を制限され、ストレスや困難が蓄積されてきている事情に配慮し、新型コロナウイルスのリスクやその対応方法、生活や学習への影響と今後の見通しなど、現在子どもたちが置かれている状況を子どもにわかりやすく伝えてください。

また、コロナ禍の今こそ、外遊びの充実が求められています。小中規模の公園に子どもの話を聴くプレーワーカー等を配置して、遊びと居場所を保障してください。

【学びを守る】

■だれもが安心して就学できる環境の整備を

経済的な理由によって安心して就学できなくなっている就学継続困難の実態を把握することを求めます。並行して制度利用をサポートすること、小中学校全学年において就学援助前倒し申請・決定を可能にし、就学継続のために必要な追加的予算措置（就学援助費の増額、高校生等奨学給付金の上乗せ支給など）をおこなうよう求めます。

また、スクールソーシャルワーカーを全校に常勤配置することで、学校をプラットフォームにした子どもの貧困対策をすすめることができます。

さらに、経済的困難の長期化のもと、すべての子どもを対象とした直接支援として、学校給食費の無償化を促進し、義務教育での給食の完全実施をすすめてください。

コロナ禍により、生活困窮世帯の子どもたちの生活や学習の基盤が失われている状況を受け、生活困窮者自立支援制度の学習・生活支援事業の拡充として、必須事業化、国の費用負担（補助率）を「1/2」から「2/3」にしてください。

■希望するすべての子どもが大学・専門学校へ進学できる支援の拡充を

大学などへの入学金の納入期限が早いことで多くの受験生が選択肢を狭められています。各大学における入学金の納入締切日の延長を求めます。私立大学が「入学しない学生から取る入学金」なしに経営できないのであれば、国が高等教育への支出を増やしてください。そして受験期における学校納付金に関する家庭負担の実態を調査してくださ

い。

また、生活保護世帯の子どもの高等教育への進学における世帯分離を廃止してください。すべてのケアリーバー（施設や里親家庭で暮らした経験のある人）に大学等への進学機会を確保してください。

さらに、大学などの給付型奨学金、授業料減免措置の拡充、学生支援策や奨学金制度の周知徹底、大学院生にも給付型奨学金の適用（修学支援新制度の適用拡大）、奨学金の所得連動型返還制度の拡充などを求めます。

【子どもの声を聴く施策・相談支援と居場所づくりを】

■子どもの意見表明の機会確保とその声に基づいた対策の推進

厳しい生活環境・家計状況にある子どもたちに向けて、子どもを支える政策の内容・方針を伝えるとともに、子どもたち自身からコロナ禍の現状や求める施策について意見を聴くことを求めます。社会生活の送り方や学校での活動等に関して、子どもの声を十分に聴き取り、子どもの意向を踏まえた施策が行われるようにしてください。

また、自治体の子どもの貧困関連計画の策定・見直しにおける検討・策定プロセスにおいても子どもの意見表明権が保障されるよう、国からガイダンス等を示すことを求めます。

さらに、市区町村の子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされていることを鑑み、コロナ禍の子どもや家族の生活実態を把握し、全国の基礎自治体での子どもの貧困対策が推進するよう、施策を強化してください。

■相談支援と居場所づくりを両軸に据える対策の推進

子どもの貧困対策には、すでに困難な状態にある子どもたちへの事後的・個別的な支援、すなわち相談支援を中心とする支援と、その手前での予防的支援、すなわち居場所づくり・地域づくりを中心とする支援があります。前者は、専門職や専門性のある NPO 等によって個別的に担うことができ、後者は、地域住民等によって地域的に担うことができます。子どもの貧困対策の推進においては、この相談支援と居場所づくりを両軸に据えるべきです。

また、未曾有のコロナ禍には官民挙げての総力で子どもの命・暮らし・学びを支える必要があります。地域が全体として子どもを見守るネットワークを築くために、自治体は庁内連携を超えた地域全体の官民連携・民民連携を促進するコーディネート機能を発揮し、国はそれに対する十分な財政支援を求めます。地域における子ども支援の担い手の育成が必要であり、国や地方自治体がイニシアチブを取って地域の支援団体・支援者の育成する仕組み作りを求めます。

さらに、ほとんどのケアリーバーには、施設や里親家庭を離れた後、悩みや困りごとを相談できる家族がいません。ケアリーバーの相談を受け、必要な支援を行うアフターケア事業を、児童福祉法上の事業として明確に位置づけてください。アフターケア事業所による充実した支援が可能になるように、アフターケア事業の人員配置を見直し、予算の充実を図ってください。また、社会的養護の経験がなくても、児童期に保護や支援を受けてしかるべき状況にあった方をアフターケア事業の対象者に含めてください。